（統括調査官の職務）

第三百六十条　統括調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［略］

三　輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の課税標準の調査並びに関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する検査に関すること。

四　前号に掲げる事務に伴う関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割の確定に関すること。

五・六　［略］

七　国際観光旅客税に係る帳簿（国外事業者に係るものに限る。）の整理及び保存に関すること。

2　［略］

3　第一項各号に掲げる事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

第三百八十条　沖縄地区税関の支署の名称、位置及び管轄区域は、別表第六のとおりとする。

2・3　［略］

4　沖縄地区税関の支署及び出張所並びに支署の出張所は、沖縄地区税関の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

一～七　［略］

八　法令の規定によりその権限に属させられた内国税の賦課及び徴収に関すること。

九・十　［略］

5　前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（課税総括課の所掌事務）

第三百九十三条　課税総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［略］

六　たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、自動車重量税、電源開発促進税及び国際観光旅客税（以下「たばこ税等」という。）の賦課に関する事務のうち、たばこ税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること。

七～十六　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（統括調査官の職務）

第三百六十条　統括調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［同上］

三　輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割の課税標準の調査並びに関税、内国消費税及び貨物割に関する検査に関すること。

四　前号に掲げる事務に伴う関税、内国消費税及び貨物割の確定に関すること。

五・六　［同上］

［新設］

2　［同上］

3　第一項各号に掲げる事務のうち内国消費税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

第三百八十条　沖縄地区税関の支署の名称、位置及び管轄区域は、別表第六のとおりとする。

2・3　［同上］

4　沖縄地区税関の支署及び出張所並びに支署の出張所は、沖縄地区税関の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

一～七　［同上］

八　輸出入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関すること。

九・十　［同上］

5　前項に規定する事務のうち内国消費税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（課税総括課の所掌事務）

第三百九十三条　課税総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［同上］

六　たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、自動車重量税及び電源開発促進税（以下「たばこ税等」という。）の賦課に関する事務のうち、たばこ税等に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること。

七～十六　［同上］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部改正）

2　国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令（昭和五十二年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（所掌に属する事務の範囲） **第一条**　国税局課税部（札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第二部とする。）の消費税課又は国税局課税部（熊本国税局を除き、札幌国税局、広島国税局及	（所掌に属する事務の範囲） **第一条**　国税局課税部（札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第二部とする。）の消費税課又は国税局課税部（熊本国税局を除き、札幌国税局、広島国税局及